現行制度の要件

- ・**所得制限あり**(年収約370万円以下が対象)
- ・肝がん・重度肝硬変の**入院医療のみ**が対象(通院は対象外)
- ・公費による助成の対象となるのは、**入院4月目**以降であって高額療養費制度を適用した後の自己負担額(※1)
- ・**患者の自己負担が月額1万円となるよう**高額療養費の限度額と1万円との差額を公費で**助成。**
- ※1:入院で過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が既に3月以上ある場合に、入院4月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、公費負担を行う。

見直し(案)

1. 通院治療の対象化について(新規)

- ○「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」による通院治療(※2)を本事業の対象に追加します。(※3)
 - ※2:「肝動注化学療法」を通院治療で行うケースは少ないことから簡略化のため、この説明資料では以下「分子標的薬を用いた化学療法」と のみ記載しますが、「肝動注化学療法」も同様の扱いですので、御留意下さい。
 - ※3:通院により「分子標的薬を用いた化学療法」を導入するに当たり、通常、まず入院によりこの療法を行い、副作用の有無の確認等がなされた後、通院による治療が開始されますが、この導入の際の入院治療は、その後の通院治療に必要なものですので、本事業においては、通院治療と一体のものとして取扱います。
- ○助成や月数要件のカウントの際に対象となる通院治療の医療費は「外来診療に係る費用」と「薬剤に係る費用」です。

2. 対象月数の短縮について(要件変更)

- ○1か月間の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる医療費が高額療養費の限度額を超えた対象月数が助成 月を含み過去12か月以内に3回以上(※4)ある場合に助成します。
 - ※4:要件変更前は4回以上。
- ○3回以上をカウントする際の入院と通院の組み合わせは問いません。
 - ①入院、②入院、③入院 ・ ①入院、②入院、③通院 ・ ①入院、②通院、③入院
 - ①通院、②通院、③通院・①通院、②通院、③入院・①通院、②入院、③通院 など
- ⇒上記の見直しを行った上で、本事業の**対象医療について、高額療養費の限度額を超えた入院又は通院に 係る3月目以降の患者の自己負担額が1万円となるよう**、公費助成します。

事業の見直しに伴う変更点

要件を満たす対象月数のカウント方法について

○基本的な考え方

1か月間の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる医療費が高額療養費の限度額(高療)を超えた場合、要件を満たした月数としてカウントします。

- ○具体的なカウント方法
 - ① 1 か月間に患者が受けた治療が入院のみの場合 入院医療に係る費用が高療を超えた場合カウントします。
 - ②1か月間に患者が受けた治療が「分子標的薬を用いた化学療法」による通院のみの場合 保険医療機関の外来診療に係る費用と保険薬局の調剤に係る費用の合計額が高療を超えた場合カウントします。
 - ③1か月間に患者が受けた治療が「分子標的薬を用いた化学療法」の導入のための入院と「分子標的薬を用いた化学療法」による通院の場合

当該入院と通院に係る費用の合計額が高療を超えた場合カウントします。

助成の方法について

- ○入院医療に係るもの これまでどおり、原則、窓口での現物給付です。
- ○通院医療に係るもの

後日、患者が都道府県に対し償還払いの請求を行いますので、これまでどおり、窓口では一部負担金(3割等の金額)を徴収してください。

- 〔参考〕同じ月に入院(「分子標的薬を用いた化学療法」の導入のための入院)と通院が生じた場合で当該一部負担金の合計額が高額療養費の限度額を 超えている場合の患者への助成額(償還額)の計算方法
- ①入院が高額療養費の限度額を超えている場合⇒入院に係る現物給付の窓口処理後の自己負担額1万円と通院に係る一部負担金の額を用いて計算します。
- ②入院が高額療養費の限度額を超えていない場合⇒入院に係る一部負担金の額と通院に係る一部負担金の額を用いて計算します。

医療記録票について

- ○助成の可否は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る1か月間の全ての医療機関等の医療費の合計額が高額療養費の限度額を超えるかどうかで判断しますので、対象となる医療費については、患者負担が21,000円未満※であっても全て記載してください。
- ※70歳未満の場合、保険法令上、自己負担額が高額療養費の限度額を超えるかどうかを判断する際の金額には、1つの医療機関に係る1か月の自己負担額の合計額が21,000円以上でないと他の医療機関の自己負担額と原則、合算することが出来ません。例えば、通院について、受診に係る自己負担額が1回目15,000円、2回目10,000円のとき、2回分の合計額が25,000円となるため他の医療機関の自己負担額と合算可能となりますが、2回分の自己負担額の記載が無いと合計額が25,000円であることが判断できなくなるため、対象となる医療費は全て記載してください。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直しに伴う変更点

保険薬局向け

見直し後

医療費の助成が可能!

3回目のカウント

1回目のカウント※

入院又は通院 1月日

2回目のカウント 1回目のカウント 入院又は通院

2月日

この間に、患者が都 道府県に参加者証を 申請、交付を受ける

2回目のカウント 1回目のカウント 入院又は通院

3月目

※1:入院の場合で参加者証の提示がない ときは、患者は窓口で一部負担金(3) 割等の金額)を支払い、後日、都道府 県に償還払いの請求を行う。

|※2:通院の場合は、患者は窓口で一部負 担金(3割等の金額)を支払い、後日、 都道府県に償還払いの請求を行う。

<医療機関において行われること>

- ①都道府県が作成したリーフレット ④臨床調査個人票を を患者に配布し、事業を紹介
 - 記載して患者に交付
- ・参加者証の確認 (入院及び通院時)
- ・入院の場合、患者は窓口で1万円を支払う。※1
- ・通院の場合、患者は窓口で一部負担金(3割等の金額)を支払う。※2

- ②医療記録票を患者に交付
 - ③医療記録票に、カウントされた月・助成対象の月の医療費等について記載(退院時、通院時又は月末)

<保険薬局に対応いただくこと>

- ○医療記録票の記載(調剤時)
 - 「分子標的薬を用いた化学療法」に係る薬剤費、窓口支払額等

12か月以内

助成の可否は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る1か月間の全ての医療機関等の医療費の合計額が高額療養費の限度額を 超えるかどうかで判断しますので、対象となる医療費(注)については、患者負担が21,000円未満であっても全て記載してください。

- (注) 分子標的薬に係る外来医療の際に処方される医薬品は、医 療記録票の特記事項欄(本事業の対象外と医師が判断する医薬品 は処方箋等に明記されます。) に〇印がない限り、本事業の対象 となります。
- ○参加者証の確認 (入院及び通院時)
- ○月数の助成要件(3回)等を満たし、助成の対象となった場合は、 都道府県に償還払いの請求をすれば助成が受けられる旨を患者へ 案内。
- ○窓口で一部負担金(3割等の金額)を徴収(これまでどおり)

通院の場合は、患者は窓口で一部負担金(3割等の金額)を支払い、 後日、都道府県に償還払いの請求を行います。

- ○都道府県が作成した償還請求手続きに係るリーフレット等を患者に配布
- ○医療記録票を患者に交付(患者が所持していない場合)
- ※ 月数のカウント方法

肝がんや重度肝硬変の医療費の自己負担額(1割~3割)が高額療養費の限度額を超えた月数。

プラントできる期間は、その月を含む過去12月以内。その月を含む過去12月以内であれば、 連続していなくても可。



非カウント

高額療養費 算定基準額

医療記録票(様式例)

別紙様式例6-1 【 枚目】 医弗马曼亚 / 叮瑟 / 一手奔吹吞奔外走双南小丛车坐\

	と療記域系(肝がん・里及肝破炎治療研究促進事素 <i>)</i>														
息	者の方へのお願い	肝がん又は重度肝硬変に また、都道府県に償還払	□係る治療を受けた場合に ∆いの請求を行う場合は、	は、この医療記録票を保 この医療記録票の写しを	険医療機関又は保険薬局の 請求書に添付してください	D窓口に忘れずに提示して 1。	てください。								
	氏名				性別		生年月日		年	月 日					
	住所				•	•	•	•							
	保険種別				保険者番号				被保険者証の記号・番号						
	(変更時)				(変更時)	(変更時)									
		•								•		<u>'</u>			
A欄	高額療養費 算定基準額	①入院		②多数回該当の場合		③外来									
		•						•							
			年						年						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月			
B欄			年				•		年						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月			

医療実績	記載欄(◇に	医療機関部	己載欄、◆は保険薬局記載欄)				入院【	現物給付(原則)】		通院(保険	薬局含む)【償還払い】		1	
♦	♦	•	♦♦	♦	♦	♦♦	♦	♦	\Q	♦♦	♦♦	♦♦	♦♦	♦♦
入院・通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬 等に係る治 療の 場合〇印	特記事項が ある 場合〇印	・ 関係医療の 医療費総額 (10割分)	② 関係医療の 自己負担額 (3割等) ※円単位で記載	● 月間累計 (全の月間累計) ※円単位で記載	4 ※1	❷ 関係医療の 自己負担額 (3割等) ※円単位で記載	● 月間累計 (全の月間累計) ※円単位で記載	9 *2	同じ月に入院欄の と 通院欄の の の記載がある場合は、その合計額 を記載 ※3	● 関係医療の 窓口支払額

- ※1: ◎の1月間の累計額がA欄①又は②の基準額を超えた場合○印(B欄には「O入」又は「△入」と記載)
- ※2:❸の1月間の累計額がA欄③の基準額を超えた場合O印(B欄には「△外」又は「▲外」と記載)
- ※3:9の1月間の合計額がA欄①又は②の基準額を超えた場合B欄には「O入+△外」、「O入+△外」、「O入+△外」、「△入+△外」、「△入+小外」、「入+△外」、「入+△外」(※1欄、※2欄に〇印が無い場合は「△合算」)のいずれかを配載

〇:入院が高療基準額を超え、かつ月数要件を満たして事業の助成を受けた場合(現物給付の場合) 日欄に記載する記号 等の説明 本 : 高燕星準額(入院・外来高燕星準額)を超えた場合(上記の場合を除ぐ)(多数回該当がある高燕星準額を超えた場合)

▲:70歳以上の者が外来に係る高療基準額を超えた場合(多数回該当が無い高療基準額を超えた場合)

保険診療上の多数回該当の判定方法:過去12か月以内のムの数をカウントし、4回目以降から多数回該当。(1月にム入+ム外のようにムが2個ある場合でもカウントは1回。) 現燃給付(特定疾病給付対象療養)の多数回該当の判定方法:過去12か月以内の〇の数をカウントし、4回目以降から多数回該当。(同一の医療機関のカウントが4回目以降である必要があるため、医療機関ことにカウントが必要、)

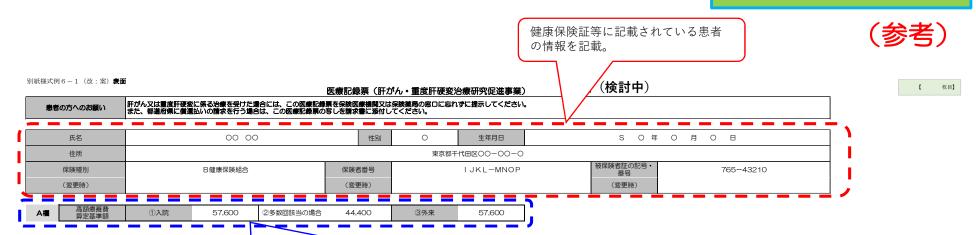
肝がん事業の月数要件のカウント方法:B欄に「〇」「 Δ 」「 Δ 」が記載されている個数をカウント。(1月に複数ある場合でもカウントは1回。)

○基礎情報の記載例

医療記録票の記載例①(基礎情報の記載例)

保険薬局向け

医療機関で記載

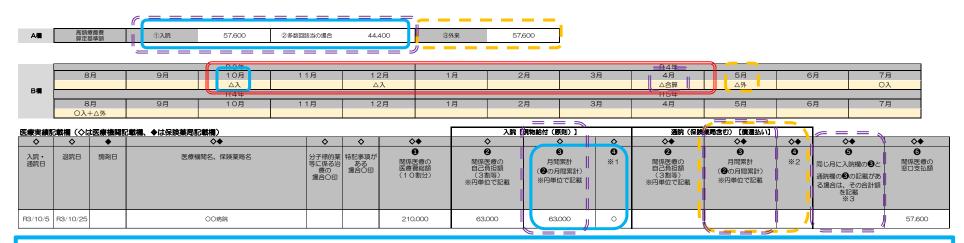


患者の適用区分に応じた上限額(高額療養費算定基準額)を記載。

年齢区分	所得区分	(限度額適用認定証等における適用区分)	自己負担割合	ひと月の上限額(世帯ごと) 【多数回該当】 外来(個人ごと)			
70歳未満	I	〜年収約370万円 健保:標報26万円以下 国保:旧ただし書き所得210万円以下	30%	-	57,600円 【多44,400円】		
70成木间	オ	住民税非課税者	30%	-	35, 400円 【多24, 600円】		
	Ⅲ(一般 所得)	年収約156万~約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	20%	18,000円 (年14万4千円)	57,600円 【多44,400円】		
70歳以上 75歳未満	Ⅱ(低所得Ⅱ)	住民税非課税世帯	20%	8,000円	24, 600円		
	I(低所 得 I)	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	20%	8,000円	15,000円		
	Ⅲ(一般 所得)	年収約156万~約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	10%	18,000円 (年14万4千円)	57,600円 【多44,400円】		
75歳以上	Ⅱ(低所得Ⅱ)	住民税非課税世帯	10%	8,000円	24,600円		
	I(低所 得 I)	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	10%	8,000円	15,000円		

○月数カウント欄の記載例

- ○B欄に診療月を含む過去12か月以内に〇、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上ある場合、本事業の助成対象となります。
 - ・以下の例では、R4年4月に係る助成の可否を判断する場合、4月の \triangle 印と4月を含めて遡った12か月以内にR3年10月及び12月の \triangle 印で3回に達するため助成対象となります。



(1)入院単独で基準額を超えた場合の例((3)の場合を除く)

(参考)

- ③欄の1月間の累計額がA欄の基準額を超えた場合4欄に〇印を記載し、B欄に「△入」等※と記載してください。
- 【⑵通院単独で基準額を超えた場合の例(⑶の場合を除く)
 - ❸欄の1月間の累計額がA欄の基準額を超えた場合
 4欄に○印を記載し、B欄に「△外」等※と記載してください。
- (3)同じ月の分子標的薬に係る入院と通院の合計が基準額を超える場合の例
- 入院と通院それぞれの❸欄の1月間の累計額の合計額(❺欄)がA欄の基準額を超える場合、B欄に「△入+△ 外」等※と記載してください。
- ※ 現物給付に該当する場合や外来に係る高額療養費算定基準額を超えた場合など、状況により記載する印 (〇、△、▲)が異なりますので、次ページの『医療記録票「B欄」への記載方法』を御確認ください。

医療記録票「B欄」への記載方法

肝がん事業の月数要件のカウント方法: B欄に「O」「△」「▲」が記載されている個数をカウント。 (1月に複数ある場合でもカウントは1回。)

保険診療上の多数回該当の判定方法:過去12か月以内の \triangle の数をカウントし、4回目以降から多数回該当。 (1月に \triangle 入+ \triangle 外のように \triangle が2個ある場合でもカウントは1回。)

現物給付(特定疾病給付対象療養)の多数回該当の判定方法:過去12か月以内の〇の数をカウントし、4回目以降から多数回該当。 (同一の医療機関のカウントが4回目以降である必要があるため、医療機関ごとにカウントが必要。)

- (現物給付の場合) (現物給付の場合)
- △:高療基準額(入院・外来高療基準額)を超えた場合(上記の場合を除く) (多数回該当がある高療基準額を超えた場合)
- ▲:70歳以上の者が外来に係る高療基準額を超えた場合

(多数回該当が無い高療基準額を超えた場合)

	医療費が高療基準額(高額療養費	算定基準額) を超えるか超えないか	高療基準額を超えたとき	の「B欄」への記載方法
70歳未満			現物給付に該当しない場合	現物給付に該当する場合
	入院のみ	外来のみ	高療基準額を超えた場合:△	入院が高療基準額を超え、 かつ月数要件を満たして事業の助成を受けた場合:〇
入院のみの場合	超える	_	Δλ	Оλ
外来のみの場合	_	超える	△外	-
入院(分子標的薬を用いた化学療法・肝動注化学療法に係るもの)と	超える	超えない	△入十外	〇入十外 ただし、現物給付後の1万円と外来の合算で 高療基準額を超える場合は「〇入十△外」と記載
外来の場合	超えない	超える	入十△外	-
	超える	超える	△入+△外	〇入十△外
	両方単独では高療基 合算で高療基		△合算	-

70歳以上	医療費が高療基準額を	を超えるか超えないか	高療基準額を超えたとき	の「B欄」への記載方法
(低所得区分は多数回該当は無いが、B 欄への記載方法を統一するため、本表に 従って記載してください。)	入院のみ	外来のみ	現物給付に該当しない場合 入院・外来高療基準額を超えた場合:△	現物給付に該当する場合 入院が高療基準額を超え、
Je J Cabyy J C C/2C V 16			外来に係る高療基準額を超えた場合:▲	かつ月数要件を満たして事業の助成を受けた場合:〇
入院のみの場合	超える	-	Δλ	Оλ
外来のみの場合	_	超える	▲ 外	-
				0入+外
	超える	超えない	△入+外	ただし、現物給付後の1万円と外来の合算で 入院・外来高療基準額を超える場合は「〇入+△外」と記載
入院(分子標的薬を用いた化学療法・肝動注化学療法に係るもの)と 外来の場合	超えない 超える		入十▲外 ただし、入院と外来に係る高療基準額の合算で 入院・外来高療基準額を超える場合は「入十△外」と記載	_
	超える	超える	$ riangle \lambda + riangle tau$	○入十▲外 ただし、現物給付後の1万円と外来に係る高療基準額の合算で 入院・外来高療基準額を超える場合は「○入十△外」と記載
	両方単独では高療基 合算で高療基	準額を超えないが、 準額を超える	△合算	-

P. 13に詳述

保険薬局に関連する内容はP. 13に詳述しています。

○入院+通院の記載例〔1〕R4年4月に入院1回と通院1回〔外来診療費と薬剤費〕の合計額が高額療養費算定基準額を超えて、助成対象となる場合の記載例

(記載例は本紙を除き4枚に分かれています。)

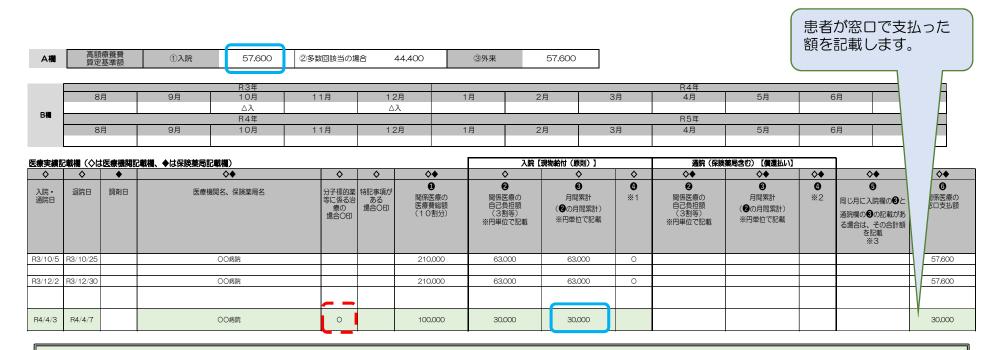
			R3年						R 4年				
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	1	5月	6月	7月
			Δλ		Δλ				△合算				
B欄			R4年						R5年				
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		5月	6月	7月

医療実績記	就欄(◇は	医療機関記	載欄、◆は保険薬局記載欄)				入院【	現物給付(原則)】	通院 (保険	薬局含む)【償還払い】				
♦	\Q	♦	♦ ♦	♦	♦	♦♦	♦	♦	♦	♦♦	♦♦	♦♦	♦♦	♦♦
入院・ 適院日 退院日 調剤日 医療機関名、保険薬局名 P. 11に詳述			分子標的薬 等に係る治 療の 場合〇印	特記事項が ある 場合〇印	・ 関係医療の 医療費総額 (10割分)	❷ 関係医療の 自己負担額 (3割等) ※円単位で記載	● 月間累計 (全の月間累計) ※円単位で記載	4 ※1	② 関係医療の 自己の (3割で ※円単位で記載	● 月間累計 (全の月間累計) ※円単位で記載	4 *2	⑤ 同じ月に入院欄の優と 通院欄の❸の記載があ る場合は、その合計額 を記載 ※3	● 関係医療の 窓口支払額	
0/10/4	<u></u>		○○病院			210,000	63,000	63,000	0					57,600
R3/12/2	2/30		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	0					57,600
R4/4/3	R4/4/7		〇〇病院	0		100,000	30,000	30,000						30,000
R4/4/8			○○病院	0		72,000				21,600	21,600		51,600	21,600
		R4/4/8	□□薬局			112,000				33,600	55,200		85,200	33,600

入院1回目

医療機関で記載

(参考)



入院医療の場合、緑色部分が記載の対象欄となります。

分子標的薬の導入に係る入院の場合、医療機関において〇印を記載してください。

• 会計担当者が記載する場合は、医師に確認する等により対応してください。

上記の例の場合、4月分の入院医療費30,000円がA欄①入院の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

通院1回目〔外来診療〕

医療機関で記載

			= = =	· = = - ₁)										11			
A欄	高額	高額療養費 算定基準額 ① 入院 57,600 ② ②多数回該当の場合 44,400 ③外来 57,600												(参考)				
				R3年								R4年	/					
	8月 9月 10月 11月				1 2	2月	1月 2月		3.	3月 4月 5月			男子が空口で去せった					
			Δλ				λ							■ 患者が窓口で支払った				
B欄				R4年								R5年		額ち	記載します	·		
	8	3月	9月	10月	11月	1 12	2月	1月	2月	3,	月	4月	5月	ے جرن		0		
		,,,,	073	1 0/3			-/3	173	2/3		,,,	173	5/3					
							ı	ı		-				-				
医療実績	記載欄(ぐは	は医療機関語	2載欄、◆は保険薬局	記載欄)					入院【現物給付(原則)】		通院(保険	薬局含む)【償還払い】		1 \			
♦	\Q	•		♦	♦	\Q	♦♦	♦		♦	♦	♦♦	♦♦	♦♦	♦♦	*		
							n	0		8	4	9	8	A	6	3		
入院•通院日	退院日	調剤日	医療科	機関名、保険薬局名	分子標的 等に係る。 療の 場合OB	場合〇印	関係医療の 医療費総額 (1 O割分)	関係医療 自己負担 (3割等 ※円単位で	額 (2の	間累計 月間累計) 単位で記載	* 1	関係医療の 自己負担額 (3割等) ※円単位で記載	月間累計 (全の月間累計) ※円単位で記載	*2	同じ月に入院欄の❸と 通院欄の❸の記載があ る場合は、その合計額 を記載 ※3	医療の 支払額		
R3/10/5	R3/10/25			〇〇病院			210,000	63,000) 6:	3,000	0					57,600		
R3/12/2	R3/12/30			○○病院			210,000	63,000) 6	3,000	0					57,600		
								= =	1									
R4/4/3	R4/4/7			〇〇病院	_ °_	•	100,000	30,000	11	0,000					= = g	30,000		
R4/4/8				○○病院	0		72,000					21,600	21,600		51,600 J	21,600		

通院医療の場合、黄色部分が記載の対象欄となります。

分子標的薬に係る通院の場合、医療機関において〇印を記載してください。

上記の例の場合、4月分の通院医療費21,600円がA欄②外来の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

また、同じ4月に「分子標的薬に係る治療の場合〇印」欄に〇印がある入院医療費の記載がありますので、

- 6欄に当該医療費30,000円と通院医療費21,600円の合計額51,600円を記載してください。
- 4月分の分子標的薬に係る入院と通院の合計額が51,600円であり、A欄①入院の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

12

通院1回目〔保険薬局〕



保険薬局では◆の部分、この図ではオレンジ色部分が記載の対象欄となります。

| 同じ4月に「分子標的薬に係る治療の場合○印」欄に○印がある医療費の記載がありますので、**⑤**欄に入院 | 医療費30,000円、通院医療費21,600円、調剤関係費用33,600円の合計額85,200円を記載してください。

上記の例の場合、4月分の分子標的薬に係る入院と通院の合計額85,200円がA欄①入院の基準額57,600円以上でありカウントの対象となります。入院と通院それぞれ単独ではA欄の基準額を超えず、合算額が基準額を超えるので、B欄に「△合算」と記載してください。

『4月分がカウントの対象となり、B欄に4月分を含む過去12か月以内に〇、△、▲いずれかの印のある月 『が計3回以上あるため、助成の対象となり、都道府県に償還払いの請求をすれば助成が受けられるので、患 『者へ案内してください。 保険薬局に関連する内容はP. 17に詳述しています。

○入院+通院の記載例〔2〕

(入院単独でも高額療養費算定基準額を超えている例)

R4年8月の分子標的薬の導入に係る入院1回が高額療養費算定基準額を超えたことで助成対象となり、その後の分子標的薬に係る通院1回〔外来診療費と薬剤費〕も助成対象となる場合の記載例

